

不透明なウナギ調達の実態

——大手小売業のウナギ加工品(蒲焼き)の調達に関する調査

I. 背景

日本で食されているウナギ加工品、いわゆる「ウナギの蒲焼き」の原材料として使われるウナギは、ニホンウナギ、ヨーロッパウナギ、アメリカウナギ、ビカーラウナギの 4 種です。このうち、ニホンウナギ、ヨーロッパウナギ、アメリカウナギの 3 種は IUCN のレッドリストで絶滅危惧種に指定されています¹。ワシントン条約の付属書 II に掲載されているヨーロッパウナギは、2009 年から国際取引が規制されており、輸出入には所定の手続きが必要になります²。また、欧州連合(EU)はヨーロッパウナギの輸出を 2011 年より禁止しています³。

ウナギの脅威となっている要因は複数ありますが、河川など生息環境の悪化や海洋環境の変化に加え、漁獲による個体数の減少も重大な要因と考えられています⁴。

グリーンピース・ジャパンは、海洋生態系の保全活動の一環として、絶滅危惧種に指定されてもなお日本中で広く食されているウナギについて、スーパーマーケットを含む大手小売業の調達方針や問題意識に関する調査を、2013 年より継続的に実施しています。今回の調査では、違法・無報告・無規制(IUU)漁業への関与リスクが高いことで知られるウナギを原材料とするウナギ加工品(蒲焼き)の取り扱い状況や調達方針に加え、サプライチェーンの透明性の如何およびウナギ調達における問題点を明らかにすることを目的に実施しました。

和名	学名	IUCN レッドリストの カテゴリー	日本でのカテゴリー名	指定年
ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	Endangered (EN)	絶滅危惧種 IB 類	2014
ヨーロッパウナギ	<i>Anguilla anguilla</i>	Critically Endangered (CR)	絶滅危惧種 IA 類	2008
アメリカウナギ	<i>Anguilla rostrata</i>	Endangered (EN)	絶滅危惧種 IB 類	2014
ビカーラウナギ	<i>Anguilla bicolor</i>	Near Threatened (NT)	準絶滅危惧	2014

II. 調査詳細

調査対象は、魚介類の調達方針に関する調査「お魚スーパーマーケット・ランキング」とウナギの調達に関する調査で過去に対象とした 17 社に、今回新たにパルシステムを加えた計 18 社の大手小売です。調査は、対象企業で販売されていたウナギ加工品(ウナギの蒲焼き)の DNA 検査と、ウナギ加工品の調達に関するアンケート調査の二段階構成です。まず、対象企業 18 社の店舗等で販売されていたウナギ加工品およびウナギ加工品が使用されている調理済み商品を購入し、外部の DNA 調査機関に依頼し、魚種を特定しました。その後、対象 18 社にアンケート調査への回答を依頼。アンケートでは、ウナギ加工品の取り扱い状況や調達方針のほか、DNA 検査を実施したウナギ加工品の原材料ウナギの種やサプライチェーンの詳細についても回答を求めました。

対象企業 18 社

- ・ 回答が得られた企業

イオン、イズミ、イトーヨーカドー、オークワ、コープデリ、西友、ダイエー、バロー、パルシステム、平和堂、マルエツ、ヤオコー、ユニー、ヨークベニマル、ライフ、ラルズ

- ・ 回答が得られなかった企業

イズミヤ、フジ

DNA 検査実施期間(ウナギ加工品(蒲焼き)の購入開始～DNA 検査終了)

2017 年 9 月 12 日～10 月 30 日

アンケート調査実施期間

2017 年 11 月 29 日～2018 年 1 月 22 日

III. 調査結果と問題点

1. 大手小売 16 社の主力はニホンウナギ。ヨーロッパウナギを販売した企業なし。

ウナギ各種の取り扱いの有無 (2017年)

	ニホンウナギ	ヨーロッパウナギ	アメリカウナギ	ビカーラウナギ
イオン	○	×	×	○
イズミ	○	×	×	×
イトーヨーカドー	○	×	×	×
オークワ	○	×	×	×
コープデリ	○	×	×	×
西友	○	×	×	×
ダイエー	○	×	×	○
バロー	○	×	○	×
パルシステム	○	×	×	×
平和堂	○	×	×	×
マルエツ	○	×	○	×
ヤオコー	○	×	×	×
ユニー	○	×	×	×
ヨークベニマル	○	×	×	×
ライフ	○	×	×	×
ラルズ	○	×	○	×
取り扱いのある企業数	16社	0社	3社	2社

2017 年に大手小売 16 社が販売したウナギの蒲焼きの原材料のウナギの種を調べました。16 社全てがニホンウナギの蒲焼きを販売しており、うち 11 社はニホンウナギを原材料とする蒲焼きのみを販売していました。また、取扱量の回答が得られた 12 社だけで、1,200 トンを超えるニホンウナギの蒲焼きが販売されていました。なお、ヨーロッパウナギを販売した企業はなく、アメリカ

ウナギ は 3 社(バロー、マルエツ、ラルズ)、ビカーラウナギは 2 社(イオン、ダイエー)で販売されていました。

過去の調査では、2014年7月には大手小売の少なくとも8社がヨーロッパウナギを販売していましたが、2015年7月には8社全てが販売を中止しています⁵。この変化は、ワシントン条約やEUの輸出規制の効果によるものと考えられます。その一方で、取引規制のないニホンウナギやその他のいわゆる「代替種」へ需要が傾いたことが示唆されます。また、今回の調査では、新たに3社(マルエツ、ユニー、ラルズ)が代替種の今後の販売の可能性を示しており、今期のニホンウナギ稚魚の大不漁による仕入れへの影響を懸念していることが考えられます。つまり、日本で消費されるウナギの種は、取引規制の有無や稚魚の漁獲量によって遷移する傾向があるため、複数の種が絶滅危惧種に指定されているウナギには、種を超えた包括的な保全措置が必要です。

2. DNA検査とアンケートの回答に相違。どの種のウナギを調達しているか分からない小売、どの種のウナギを食べているか知らない消費者。

DNA検査をしたウナギ加工品55点のうち、51点はニホンウナギでした。残り4点はアメリカウナギで、オークワ、フジ、ユニー、ラルズで販売されていました。オークワとユニーは、アンケート調査の回答から、2017年調査当時はニホンウナギしか販売していないはずです。さらに、調査ではDNA検査をした当該のウナギ加工品の種をニホンウナギと回答しています。DNA検査後に、アメリカウナギが販売された経緯について追加質問をしたところ、オークワは種の指定をした上で、中国産というくくりで仕入れ・販売をしており、当該商品についても輸入時のインボイスと外部調査機関によるDNA鑑定によりニホンウナギと確認したことが分かっています。ユニーの当該商品は、ユニーが直接仕入れた商品ではなく、テナントが店舗で販売していた商品で、輸入商品に関しては種の確認が取れていなかったことが判明しました。また、ダイエーは、DNA検査を実施したウナギ加工品3点の種をニホンウナギと正しく把握していましたが、種の断定はできないとも回答しています。これらの結果は、「仕入れる側でさえも、どの種のウナギを扱っているのか分からない」ことを示しており、ウナギ加工品の調達は、サプライチェーンが不透明極まりなく、トレーサビリティに重大な欠陥があることは明らかです。今回の調査では、たまたま2社で相違が発覚しましたが、これは特異な事例ではなく、他の多くの販売者にも起こり得ることと考えられます。

DNA検査の結果を受け、オークワは「引き続き確認を行う」、ユニーは「持続可能な調達、絶滅危惧種に対する対応、出来る限りのトレースを取ることをテナントにも徹底する」としています。

3. IUU漁業や不正取引への関与がないと保証できないウナギ加工品を販売。サプライチェーンの全容も不明。

アンケート調査から、ニホンウナギの販売があった16社のうち11社(イオン、イズミ、コープデリ、西友、ダイエー、パルシステム、平和堂、マルエツ、ヤオコー、ユニー、ライフ)では、IUU漁業や不正取引に関与していないことを保証できる商品がない、もしくは確認できないことが分かりました。また、11社全てが漁獲(稚魚の採捕)から店頭等での販売に至るサプライチェーンの全容を明確にできず、その理由は一様に、稚魚の採捕から養殖池に入れるまでの過程の追跡が不可能であることでした。

IUU漁業や不正取引に関与していないことが保証できる商品と
 漁獲(養殖の場合は稚魚の採捕)から販売(店頭等)に至るまでのサプライチェーンの全てが
 明確な商品の有無と割合(2017年販売実績、ニホンウナギ、重量ベース)

	IUU漁業や不正取引に関与していないことが保証できる商品の有無	割合	サプライチェーンの全てが明確な商品の有無	割合
イオン	×		×	
イズミ	×		×	
イトーヨーカドー	○	60%	○	20%
オークワ	○	100%	○	100%
コープデリ	×		×	
西友	×		×	
ダイエー	×		×	
バロー	○	100%	×	
パルシステム	×		×	
平和堂	不明		×	
マルエツ	×		×	
ヤオコー	×		×	
ユニー	確認不可	算出不可	確認不可	算出不可
ヨークベニマル	○	80%	○	20%
ライフ	×		×	
ラルズ	○	100%	×	

○:保証できる商品がある

×:保証できる商品がない

○:全てが明確な商品がある

×:全てが明確な商品はない

IUU漁業や不正取引に関与していないとの保証ができない企業が多数を占める状況の中、オークワ、バロー、ラルズの3社は100%、ヨークベニマルは80%、イトーヨーカドーは60%の割合(取扱量に対する重量の割合)で保証できると回答しました。その一方で、サプライチェーンの全容が把握できる割合については、オークワは100%、バローとラルズは0%(把握できる商品なし)、ヨークベニマルとイトーヨーカドーは20%と数値に差があることから、適法であることを担保するためにサプライチェーンの把握は必要でないと考えている可能性、もしくは問題を正しく認識していない可能性があります。なお、バローとラルズは、アメリカウナギについても同様の回答をしています。

また、オークワはサプライチェーンの全容を把握できると回答するも、サプライチェーンの詳細として、輸入者である企業名のみしか回答してなく、またDNA検査では取り扱いのないはずのアメリカウナギが検出されていることから、そのトレーサビリティに関する主張は大いに疑わしいです。

唯一、ビカーラウナギの取り扱いがあったイオンとダイエーの2社は、ビカーラウナギの蒲焼き商品はIUU漁業や不正取引に関与していないことを100%保証でき、サプライチェーンの全容も把握できると回答しています。

4. 問われる企業倫理

アンケート調査の結果から、回答した 16 社全てが「ウナギが IUU 漁業や不正取引への関与リスクが高い魚である」と認識をしていることがわかりました。それに加え、稚魚の採捕(採捕地や採捕者)から養殖池に入れるまでのサプライチェーンが特定できないトレーサビリティの脆弱性を十二分に認識しながらも、そのリスクが消費者に語られることはありません。これら情報を隠して販売を継続することは、果たして企業として正しい姿勢だといえるでしょうか？ 消費者への責任として、トレーサビリティの確立に向けた改善が必要と答える企業がある一方で、現在の仕組みではサプライチェーンを把握することは不可能と答える企業も多くあり、この問題が長年棚上げにされてきた理由が見てとれます。問題の解決には、企業がトレーサビリティの確立に向けた具体策を早急に講じることや、不正取引等への関与リスクやトレーサビリティの現状について、消費者に包み隠さず公開することが求められます。

5. 捨てられる大量のニホンウナギ

2017 年にウナギ加工品(蒲焼き)を販売した大手小売 16 社のうち、消費者に購入されずに処分した商品がなかったと明確に回答した企業はわずか 2 社(パルシステム、ヤオコー)でした。少なくとも大手小売 10 社(イオン、イズミ、オークワ、ダイエー、パロー、平和堂、マルエツ、ユニー、ライフ、ラルズ)で、購入されずに廃棄された商品があったと考えられます。うち処分量を回答した 5 社だけで、約 2730kg のニホンウナギの蒲焼きを 廃棄していたことがわかりました。一般的に養殖ウナギは 200g-300g に育てられることから⁶、200g 換算にして、大手小売だけで少なくとも 13,650 匹のニホンウナギが廃棄されたこととなります。

ウナギ加工商品の取扱量のうち、購入されずに処分した量

	処分量
イオン	ほぼゼロ
イズミ	あり
イトーヨーカドー	廃棄する場合あり
オークワ	あり
コープデリ	不明
西友	非開示
ダイエー	あり
パロー	あり
パルシステム	なし
平和堂	あり
マルエツ	ほぼゼロ
ヤオコー	なし
ユニー	あり
ヨークベニマル	廃棄する場合あり
ライフ	ほぼない
ラルズ	あり

絶滅危惧種である同種を脅かす要因をできる限り排除し、個体数の回復に努めるべきであるにもかかわらず、大量販売を継続するばかりか、本来の目的である食用に供されることなく、捨てている事実は、絶滅の危機に瀕した生物を無駄に消費していることに他なりません。国際的に「廃棄食品(フードロス)」の削減が大きな課題となっている中、大量のウナギの廃棄には大きな問題があります。もし、一部の業者で廃棄処分を削減する方法が確立されているのであれば、これを業界全体で共有し、改善するべきです。

また、「ほぼなし、非開示、不明、廃棄する場合あり」などと明確な回答をしていない企業は、生物の命を扱う業者としてのモラルを欠いているとしか言いようがありません。

IV. 持続可能なウナギの調達に向けての提案

今回の調査から、ウナギの調達および消費には、環境・社会問題の両側面において、解決すべき大きな課題が山積みになっていることが改めてわかりました。また、特効薬的な解決策はなく、漁業・養殖業・販売業などウナギに関わる全てのステークホルダーが問題意識を共通のものとし、改善に向けた具体的な対策を実行することなしに、解決することは不可能です。解決の糸口となる具体策として、以下の項目を提案します。

✓ 絶滅危惧種の販売をしない

ウナギは食物連鎖における高次捕食者であり、健全な生態系を維持するための要石です。日本で広く食されているニホンウナギ、ヨーロッパウナギ、アメリカウナギは、全て絶滅危惧種に指定されており、考えうる全ての脅威を排除し個体数を回復することが最優先されるべきです。脅威の一つである漁獲を排除するために、販売の中止を求めます。

✓ 個体数回復のために具体的な取り組みをする

ウナギに限らず、魚介類の持続可能な利用のためには、漁獲量などについての具体的な数値設定が重要です。ニホンウナギは、資源管理のために池入れ量の上限が設定されていますが、実際に池入れされたシラスウナギの量が上限よりはるかに少ないことを考えると、この規制が機能していないことは一目瞭然です⁷。資源管理規制の一刻も早い改善が望まれますが、ウナギの販売者が自主的に販売量を削減することも有効な対策です。この時、販売量の上限の設定は、販売量、つまり販売するウナギの個体数を基準に設定することが重要です。変動するシラスウナギやウナギ加工品の仕入価格などを基準にした上限設定は、資源や個体数回復を目指したものとはいえません。場合によっては、販売量が増加する可能性さえあります。また、個体数回復のための具体的な取り組みは、消費者に広く公開すべきです。なお、個体数回復のための取り組みは、科学的根拠に基づいたものであり、また、効果があることが科学的に証明されていることが必要です。これにより、消費者は社会的責任をより全うした企業を選択することができます。

✓ トレーサビリティ確立のために具体的な取り組みをする

✓ ウナギの種名を表示する

ウナギ加工品(蒲焼き)は、原材料の名称として「ウナギ」等と表示すれば良く、ニホンウナギ、ヨーロッパウナギなどの種名の表示は義務付けられていません。ただし、水産庁が定める「魚介類の名称のガイドライン」により、魚介類の名称表示には標準和名の使用が基本とされています。ニホンウナギは、2013年に標準和名が「ウナギ」から「ニホンウナギ」に変更され、関係団体に「ニホンウナギ」と表示することを推奨する通達がされています⁸。ところが、5年経過した今もなお、「ニホンウナギ」と表示されたウナギ加工品はごく僅かです。販売者が取り扱うウナギの種を正しく把握することは、その前段階までのサプライチェーンにおけるトレーサビリティの向上にも役立ちます。また、消費者にどの種のウナギを販売しているのか、正しい情報を提供することは企業の責任でもあります。

✓ **消費者への説明責任を全うする**

企業の消費者への責任として、環境や社会に対して公正かつ責任ある消費行動をとるために著しい妨げとなる情報は、包み隠さず積極的に公開すべきです。特に、ウナギの個体数や資源状況、IUU 漁業や不正取引への関与リスクが高いこと、商品ごとのサプライチェーンの把握状況、トレーサビリティの脆弱性等の企業が既に把握している情報については、即時に情報提供を開始することを求めます。

別添資料

1. ファクトシート『今さら聞きたくても聞けないウナギ問題』

http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20180604_Factsheet_Eel.pdf

2. 企業回答詳細『絶滅危惧種および準絶滅危惧種に指定されているウナギの加工品（蒲焼き）の取り扱い

（2017 年販売実績）』http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20180604_Answers_Eel.pdf

脚注・参考文献

¹ ウナギ 4 種の IUCN レッドリストにおけるカテゴリー

ニホンウナギ <http://www.iucnredlist.org/details/166184/0>

ヨーロッパウナギ <http://www.iucnredlist.org/details/60344/0>

アメリカウナギ <http://www.iucnredlist.org/details/191108/0>

ピカールウナギ <http://www.iucnredlist.org/details/166894/0>

² ワシントン条約の付属書 II 掲載種は、輸出国の許可を受けて商業取引を行うことが可能ですが、国際取引には、輸出国の科学当局から当該取引が種の存続を脅かすことないとの助言を得る等の必要や輸出国の輸出許可書の発給を受ける必要があることが第 4 条で定められています。ヨーロッパウナギ は 2007 年に付属書 II に掲載され、2009 年より国際取引が規制されています。出典：外務省のワシントン条約に関するウェブページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyoyoyaku/wasntn.html>

³ EU は国際取引が同種に影響を及ぼさないことを証明できないとし、2011 年より EU 加盟国におけるヨーロッパウナギの輸出入を禁止しています。

出典：Working Document for CITES CoP 16, <http://ec.europa.eu/environment/cites/pdf/cop17/eels.pdf>

⁴ 別添資料 1「今さら聞きたくても聞けないウナギ問題ファクトシート」Q2参照

⁵ ウナギ各種の取り扱いの有無（2014 年、2015 年）

ウナギ各種の取り扱いの有無（2014年）

	ニホンウナギ	ヨーロッパウナギ	アメリカウナギ	ピカールウナギ
イオン	○	×	○	○
イズミ	○	●	○	×
イトヨーカドー	○	×	×	×
オークワ	○	×	○	×
コープデリ	未調査	未調査	未調査	未調査
西友	○	×	○	×
ダイエー	○	○	×	×
パロー	○	○	×	×
パルシステム	未調査	未調査	未調査	未調査
平和堂	○	○	×	×
マルエツ	○	○	●	×
ヤオコー	未調査	未調査	未調査	未調査
ユニー	○	×	○	×
ヨークベニマル	○	○	●	×
ライフ	○	○	×	×
ラルズ	○	○	●	×
取り扱いのある企業数	13社	8社	8社	1社

●：DNA検査の結果、取り扱いが判明した企業

出典：グリーンピース・ジャパン「絶滅危惧ウナギの不正な流通」（2014 年 7 月発表）

http://www.greenpeace.org/japan/Global/japan/pdf/20140710_EEL.pdf

ウナギ各種の取り扱いの有無 (2015年)

	ニホンウナギ	ヨーロッパウナギ	アメリカウナギ	ピカールウナギ
イオン	○	×	×	○
イズミ	○	×	×	×
イトーヨーカドー	○	×	×	×
オークワ	○	×	×	×
コープデリ	未調査	未調査	未調査	未調査
西友	○	×	○	×
ダイエー	○	×	○	×
パロー	○	×	×	×
バルシステム	未調査	未調査	未調査	未調査
平和堂	○	×	×	×
マルエツ	○	×	×	×
ヤオコー	未調査	未調査	未調査	未調査
ユニー	○	×	×	×
ヨークベニマル	○	×	×	×
ライフ	○	×	×	×
ラルズ	○	×	×	×
取り扱いのある企業数	13社	0社	2社	1社

出典: グリーンピース・ジャパン「ウナギの調達に関するアンケート調査」(2015年8月ブログ内で発表)
<http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/blog/staff/blog/53696/>

⁶ 出典: 日本養鰻漁業協同組合連合会「国産ウナギについて」<http://www.wbs.ne.jp/bt/nichimanren/abtunagi.html>

⁷ 別添資料 1「今さら聞きたくても聞けないウナギ問題ファクトシート」Q3 参照

⁸ 出典: 水産庁 ウナギに関する情報 ニホンウナギの表示について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi.html>

出典: 水産庁 ニホンウナギ (*Anguilla japonica*) の表示等について <http://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/pdf/hyouji.pdf>

グリーンピース・ジャパンは、環境保護と平和を願う市民の立場で活動する国際環境 NGO です。独立・中立を維持するため、政府や企業から資金援助を受けずに独立した活動を展開しています。

GREENPEACE

発行・問い合わせ先

国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-13-11 NFビル 2F

Tel. 03-5338-9800 Fax. 03-5338-9817 Web: www.greenpeace.org/japan

海洋生態系担当: 小松原 和恵 広報担当: 土屋 亜紀子